

## 宮城県米づくり推進本部設置要領

(設置等)

第1 米価の低迷の中で、高品質・良食味米の安定的な生産による宮城米の評価向上及び市場が求める米づくりを推進し、稲作経営の安定化に資するため、宮城県米づくり推進本部（以下「推進本部」という。）を設置するものとし、推進本部の目的達成のため、次に掲げる基本的推進目標を中心に、行政及び農業関係機関・団体が一体となって各種の事業を展開する。

- (1) 高品質・良食味米の安定生産
- (2) 省力・低コスト稲作の推進
- (3) 需要に応じた多様な米づくり
- (4) 宮城県産米の評価向上及び消費拡大

(推進本部の業務)

第2 県推進本部は、次の業務を行う。

- (1) 高品質・良食味米の生産・流通に係る基本方針の策定及び推進
- (2) 高品質・良食味米の安定生産に関する検討及び情報の提供
- (3) 米づくりに係る関係機関、団体との連携及び支援
- (4) 市場が求める米づくりのための生産技術指導及び支援
- (5) 米対応の転作(備蓄米，加工用米，飼料用米)に係る生産技術指導及び支援
- (6) その他水稻の生産，米穀の流通・販売に関する事項

(組織)

第3 推進本部は、本部長，副本部長及び本部員をもって構成し、別表1に掲げる職にある者を充てる。

- 2 本部長は推進本部の事務を総括し、推進本部を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(地方推進本部)

第4 基本的推進目標の達成に向けて、地域の実態に沿った稲作の振興を図るため、地方振興事務所に「宮城県米づくり推進地方本部」（以下「地方推進本部」という。）を設置する。

- 2 地方推進本部は、地方振興事務所農業振興部（気仙沼地方振興事務所にあつては、農林振興部）、北部地方振興事務所栗原地域事務所、東部地方振興事務所登米地域事務所農業振興部と農業改良普及センター及び地域関係機関等をもって構成する。

なお、地方推進本部は、他の既存組織と併設することができる。

- 3 地方推進本部は、次の業務を行う。

- (1) 基本的推進目標に係る生産振興対策の推進
- (2) 基本的推進目標に係る技術指導対策
- (3) 地域の生産振興計画に基づく関係事業の推進
- (4) 地域の実情に応じた栽培技術の指導
- (5) その他、地域における水稻の生産，米穀の流通・販売に関する事項

- 4 地方推進本部には、技術指導部会を置くものとし、前項の業務のうち、技術対策指導に係る活動を担うものとする。

(目標達成のための推進運動の設定)

第5 効率的な事業の展開を図り、基本的推進目標を達成するため、推進運動を展開する。このための要領は、別に定める。

(生産流通対策会議)

第6 推進本部に生産流通対策会議(以下「対策会議」という。)を置く。

2 対策会議は、推進本部の業務に係る事項について、具体的に生産振興・技術指導対策及び流通販売対策の情報交換・検討を行う。

3 対策会議は、それぞれ別表2に掲げる職にある者を充てるほか、会議の目的に応じて、その都度関係機関・団体に対し必要な者の参加を要請することができる。

4 対策会議に座長を置き、座長は農産園芸課環境課技術副参事(農作物生産対策担当)の職にある者を充てる。

5 対策会議には必要に応じてワーキンググループを設置できるものとし、米づくりに係る諸課題についての調査研究を行う。

(会議)

第7 推進本部の会議は本部長が、対策会議の会議は座長が、それぞれ必要に応じて招集し、その議長となる。

(事務局)

第8 推進本部の事務局は農林水産部農産園芸環境課、地方推進本部の事務局は地方振興事務所農業振興部(気仙沼地方振興事務所にあつては、農林振興部)の農業振興班、北部地方振興事務所栗原地域事務所および東部地方振興事務所登米地域事務所農業振興部の地域調整班、地方推進本部技術指導部会の事務局は農業改良普及センターに置く。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成27年6月1日から施行する。

(別表 1)

	所 属	職 名
本 部 長	宮 城 県 農 業 協 同 組 合 中 央 会 宮 城 県 本 部	次 長 ( 技 術 担 当 )
副 本 部 長	宮 城 県 農 業 協 同 組 合 中 央 会 宮 城 県 本 部	宮 城 県 農 政 部 長
本 部 員	宮 城 県 農 業 協 同 組 合 中 央 会 宮 城 県 本 部	米 穀 部 長
〃	株 式 会 社 団 法 人 共 済 組 合	取 締 役 常 務
〃	宮 城 県 農 業 協 同 組 合	原 種 苗 部 長
〃	宮 城 県 農 業 協 同 組 合	農 産 部 長
〃	宮 城 県 農 業 協 同 組 合	農 政 部 長
〃	宮 城 県 農 業 協 同 組 合	産 直 推 進 本 部 長
〃	〃	課 長
〃	〃	課 長
〃	〃	課 長
〃	〃	課 長
〃	古 川 農 業 試 験 場	場 長

(別表 2)

	所 属	職 名
座 長	宮 城 県 農 業 協 同 組 合 中 央 会 宮 城 県 本 部	技 術 副 参 事 ( 農 作 物 生 産 対 策 担 当 )
委 員	宮 城 県 農 業 協 同 組 合 中 央 会 宮 城 県 本 部	次 長
〃	宮 城 県 農 業 協 同 組 合 中 央 会 宮 城 県 本 部	食 の 安 全 ・ 安 心 推 進 担 当 次 長
〃	全 国 農 業 協 同 組 合 連 合 会 宮 城 県 本 部	次 長
〃	全 国 農 業 協 同 組 合 連 合 会 宮 城 県 本 部	生 産 企 画 課 長
〃	宮 城 県 農 業 協 同 組 合 連 合 会 宮 城 県 本 部	技 術 補 佐 ( 総 括 )
〃	〃	〃
〃	〃 古 川 農 業 試 験 場	作 物 育 種 部 長
〃	〃	水 田 利 用 部 長
〃	〃	土 壌 肥 料 部 長
〃	〃	作 物 保 護 部 長

【宮城県米づくり推進本部組織図】

